

※用途証明書の原本は、必ず申出者が保管し、申請時にはコピーを添付してください。

記載例 1

用途が特定できる使用者が
いるケース

書面申請の場合のみ、必ず記入すること。

受付コード：(※2)

少量新規化学物質の申出者
(製造・輸入部門の責任者でも可)
責任者の部署、役職、氏名まで必ず
記載してください。

用 途 証 明 書

令和 年 月 日

〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿 (※3)

同じ社内で製造・使用し、責任者が同じ場合、
申出者と使用者が同一になります。

少量新規化学物質の使用者
(用途を特定できる者)
責任者の部署、役職、氏名まで必ず
記載してください。

△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△ (※4)
住所

今般、貴社から譲渡予定の下記1. の化学物質 (又は製品) を、下記2. に記載の用途にのみ
使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質 (又は製品) の名称 (※5)

申出を行う物質 (商品) 名を記載

2. 1. の新規化学物質 (又は製品) の用途番号及び用途分類

用途番号： 103

用途分類： 接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求められた際には、貴社に協力する。

- 申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とすること。
- 申出書の物質名称欄と記載が異なる場合は、申出書の参考事項欄に「用途確認書に記載の物質 (商品名) : ~」のように記載すること。

- 用途番号、用途分類は、必ず一覧表 (告示) のとおりの記載としてください。
- 「198 その他の原料、その他の添加物」は審査特例制度では選択できませんので、ご注意ください。

(※1) 使用者から申出者に直接用途確認書を提出できない場合は、申出者から使用者までの商流に従い、複数の者からの用途確認を 1 の用途確認書とすることも可とする。(例：使用者から商社への確認書+商社から申出者への確認書等)

(※2) 受付コード下4桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。

(※3) 製造者・輸入者の名称を記載する。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者 (部長等) であればよい。

(※4) 使用者の名称を記載する。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責任を有する者 (部長等) であればよい。

(※5) 原則申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とする。

(※6) 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数を定める告示 (平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第12号) で規定する用途番号及び用途分類を記載する。

記載例 2

用途が特定されている少量新規化学物質を含む調合品を輸入するケース（国内で更に化学変化を起こさせる行為を行わない場合、または更に調合を行わない場合に限る）

書面申請の場合のみ、必ず記入すること。

受付コード：(※2)

用途証明書

令和 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿 (※3)

少量新規化学物質の申出者
責任者の部署、役職、氏名まで必ず
記載してください。

△△△株式会社
代表取締役社長 △△ △△ (※4)
住所

今般、貴社から譲渡予定の下記1. の化学物質（又は製品）を、下記2. に記載の用途にのみ使用することについて、下記のとおり確認する。

記

1. 新規化学物質（又は製品）の名称 (※5)

申出を行う物質（商品）名を記載

2. 1. の新規化学物質（又は製品）の用途番号及び用途分類 (※6)

用途番号：103

用途分類：接着剤用、粘着剤用又はシーリング材用溶剤

3. 貴社から当該新規化学物質の用途に関して説明や資料提出を求め

- 申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とすること。
- 申出書の物質名称欄と記載が異なる場合は、申出書の参考事項欄に「用途確認書に記載の物質（商品名）：～」のように記載すること。

• 用途番号、用途分類は、必ず一覧表（告示）のとおり記載としてください。

• 「198 その他の原料、その他の添加物」は審査特例制度では選択できませんので、ご注意ください。

• 「101 中間物」の用途の場合は、化学反応を起こさせる者が使用者になりますので、記載例2は該当しません。

(※1) 使用者から申出者に直接用途確認書を提出できない場合は、申出者から使用者までの商流に従い、複数の者からの用途確認書の用途確認書とすることも可とする。(例：使用者から商社への確認書+商社から申出者への確認書等)

(※2) 受付コード下4桁の申出番号のみではなく、法人番号からご記載ください。

(※3) 製造者・輸入者の名称を記載する。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の譲渡及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であればよい。

(※4) 使用者の名称を記載する。会社の代表者でなくても、当該新規化学物質の使用及び本文書の記載内容に関し責任を有する者（部長等）であればよい。

(※5) 原則申出書に記載した新規化学物質の名称と同一とする。

(※6) 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第六条第二項及び第九条第二項に基づき厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が用途に応じて定める係数を定める告示（平成30年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第12号）で規定する用途番号及び用途分類を記載する。